

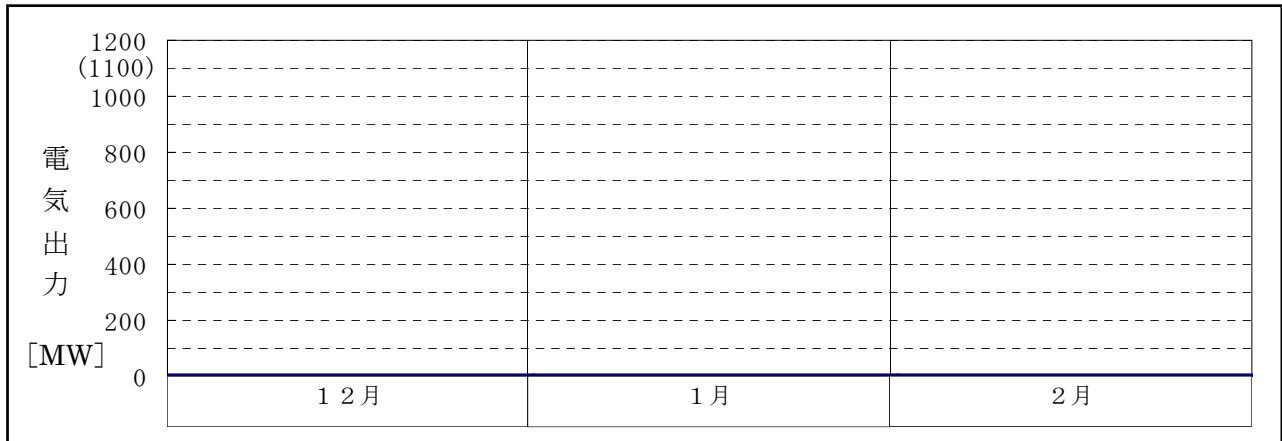
令和 3 年 4 月 23 日
東北電力株式会社

東通原子力発電所の現在の状況について

1. 運転状況

- 平成 23 年 2 月 6 日より第 4 回定期事業者検査を実施中

2. 電気出力（ 令和 2 年 12 月 ～ 令和 3 年 2 月 ）



3. その他

(1) 東通原子力発電所 1 号機における新規規制基準適合性審査の状況について

- 平成 26 年 6 月申請以降，継続的なヒアリングや審査会合において当社の申請内容を説明してきており，これまでに審査会合は 28 回開催されております。
- 令和 3 年 2 月 5 日の審査会合においては，基準地震動^{*1}の策定に向けた審査のうち，「内陸地殻内地震の地震動評価」について審議されました。
- 当社からは，横浜断層の断層面を発電所敷地下方に延長し近づけたケース*を，耐震裕度確保の観点から，仮想的に設定したことを説明しました。
*東傾斜：別紙 1 参照
- 原子力規制委員会からは，その設定に至った考え方や各種パラメータ^{*2}の設定についてより説明性を高めることとのコメントがされたことから，継続審議となりました。
- 令和 3 年 2 月 19 日の審査会合においては，基準津波^{*3}の策定に向けた審査のうち，「十勝沖・根室沖から岩手県沖北部の連動型地震に起因する津波」^{*4}の評価について審議されました。
- 当社からは，①当社の津波モデルの妥当性，②当社の津波評価が令和 2 年 4 月に公表された内閣府による津波評価を上回ること等を説明し，資料の充実化についてコメントがあったものの，審査会合に出席している委員からご理解をいただきました。
- 今後，いただいたコメントについて改めて検討を行うとともに，引き続き，審査会合において丁寧に対応してまいります。

- ※1：原子力発電所の耐震設計において基準とする地震動であり，敷地周辺において発生する可能性がある最大の地震の揺れの強さを示すもの
- ※2：地震規模，断層位置，断層傾斜角等
- ※3：原子炉施設の供用期間中（運転開始から廃炉までの間）に極めてまれではあるが発生する可能性があり，施設に大きな影響を与えるおそれがある津波
- ※4：東通原子力発電所の最大津波水位を決定する津波

（別紙1）基準地震動の審査

（別紙2）基準津波の審査

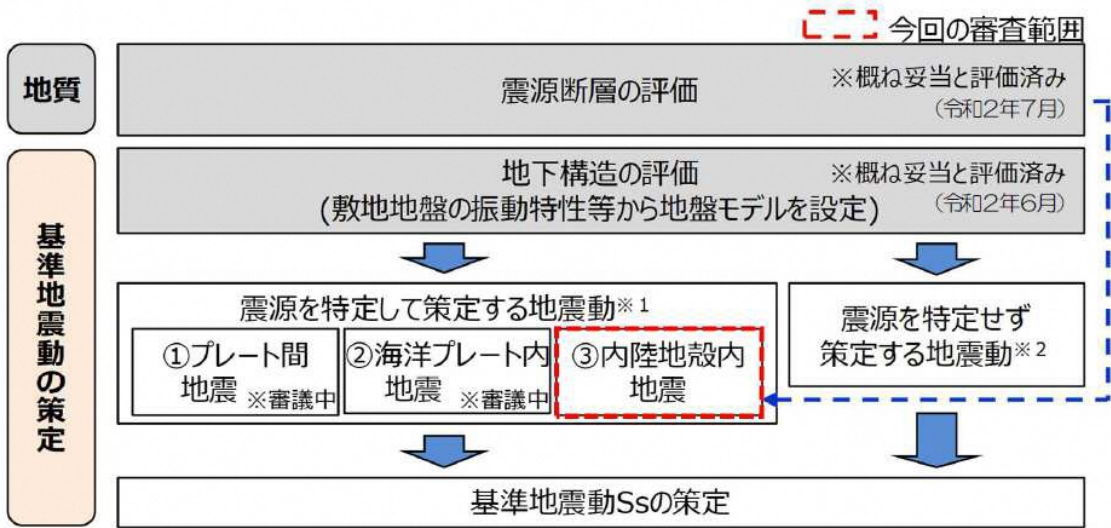
（2）東通原子力発電所の原子炉施設保安規定変更認可申請について

- 当社は，令和3年2月19日，原子力発電所を安全に運転・管理するために遵守すべき事項を定めた「原子炉施設保安規定」の変更認可申請を原子力規制委員会へ行いました。
- 今回の変更認可申請の主な内容は，「保安に関する組織」の変更であり，令和3年7月に計画している当社原子力部門（本店，原子力発電所）の組織整備における，一部組織の組織名称の変更に伴い，関連する条文の記載内容を変更するものです。

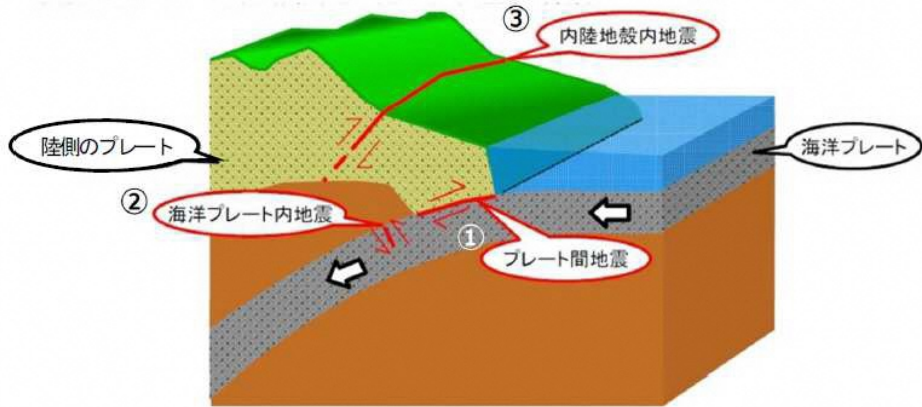
詳細については，当社ホームページから確認することができます。

(<https://www.tohoku-epco.co.jp/>)

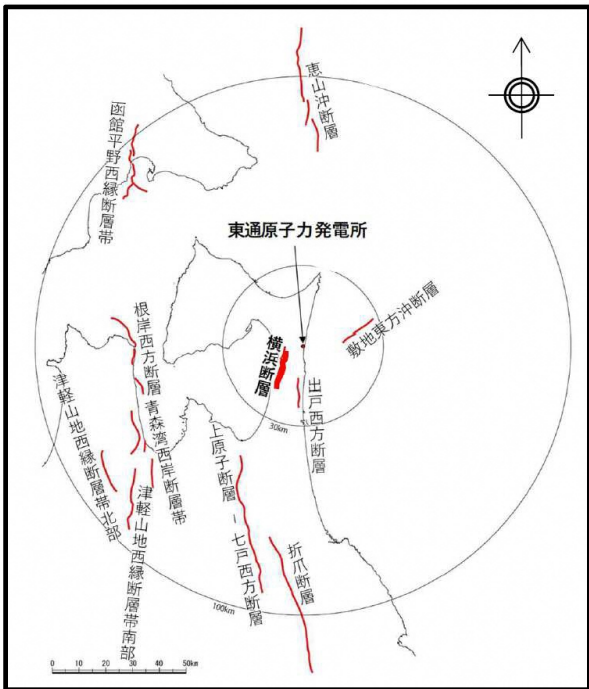
基準地震動の審査



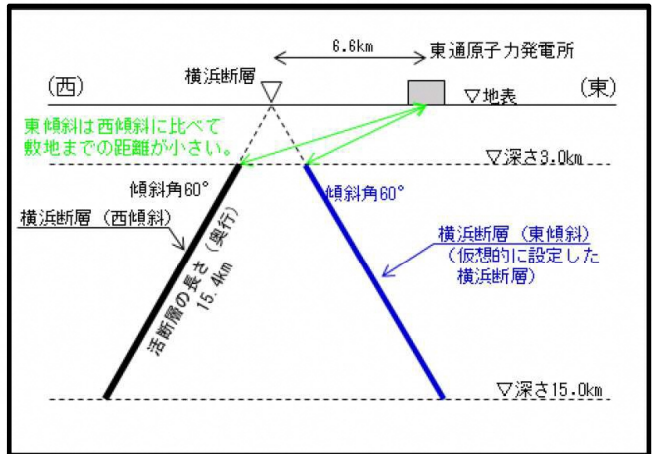
※1 敷地周辺の地震の発生状況や「震源断層」をもとに評価する地震動
 ※2 全国共通的に評価する地震動



地震発生様式の模式図



震源として考慮する活断層



横浜断層(西傾斜・東傾斜)による地震の概要
 (下北半島の東-西断面図)

基準津波の審査

 今回の審査範囲
 (その他の項目は、今後審議)

